

東京都書店組合互助会規約

昭和 55 年 5 月 13 日 制定
平成 25 年 5 月 22 日 改正（第 4 次）
平成 29 年 5 月 19 日 改正

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 本会は、東京都書店組合互助会と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は、会員間の互助並びに親睦をはかることを目的とする。

（事 務 所）

第 3 条 本会の事務所は、東京都千代田区神田駿河台一丁目 2 番地、東京都書店商業組合（以下東京組合と略称）内に置く。

第 2 章 事 業

（事 業）

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の火災及び水害等により罹災した場合の見舞金の給付
- (2) 会員並びに配偶者が死亡した場合の弔慰金の給付
- (3) その他必要と認めた事業

第 3 章 会員及び会費

（会 員）

第 5 条 本会の会員は東京組合の組合員とする。
ただし、組合員が法人の場合は、届け出のあった代表者に限る。

（加 入）

第 6 条 本会に入会する者は、本会所定の申込書により申込み、運営委員会の議を経て理事会の承認を受けるものとする。

2. 支店・分店等は各個に加入するものとする。

（会 費）

第 7 条 本会の会費は、年額 3,000 円とする。

2. 払込期日は毎年 1 回原則として 5 月末日までとする。
3. 中途加入の場合は次のとおりとする。

(1) 9 月末日までの加入	3,000 円
(2) 10 月 1 日以降の加入	1,500 円
4. 代表者変更（法人）及び相続・譲受加入の場合における当該年度の会費は徴収しないこととする。

（資格喪失）

第 8 条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 第 5 条の会員資格を喪失した場合
- (2) 除 名

（届 出）

第 9 条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、15 日以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 氏名、名称及び所在地を変更したとき
- (2) 第 5 条の会員資格を喪失したとき

第 4 章 会の機関

（役 員）

第 10 条 本会は、次の役員を置き、各々東京組合の理事長、副理事長、理事及び監事が兼務する。
ただし、正副会長には正副理事長がこれにあたるものとする。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 3 人
- (3) 理 事 31人以内
- (4) 監 事 3 人

2. 役員の任期及び職務等は東京組合の定款の規定を準用する。

3. 理事会は理事のうちから指名推せんにより、10 人以内の運営委員を選任し、運営委員は、互選により運営委員長 1 人、運営副委員長 2 人を選任する。

(総代会)

第 11 条 本会に総代会を置く。総代は東京組合の総代が兼務する。

2. 総代会の運営に関する必要事項は、東京組合の定款の規定を準用する。

(総代会の議決事項)

第 12 条 通常総代会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 次年度の収支予算案
- (3) 規約の改正
- (4) 会費の賦課徴収方法
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(理 事 会)

第 13 条 理事会は会長・副会長及び理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2. 理事会は理事会構成人員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3. 理事会の議事は出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(理事会の議決事項)

第 14 条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) 運営委員の任免に関する事項
- (3) 運営委員会の報告・提案に関する事項
- (4) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(運営委員会)

第 15 条 運営委員会は必要に応じ委員長が招集する。

2. 運営委員会はこの規約に別に定めてある事項のほか、次の事項を審議し、理事会に報告又は提案する。

- (1) 見舞金及び慶弔金に関する事項
- (2) 会員の入会及び退会に関する事項
- (3) 会費の賦課・徴収に関する事項
- (4) 理事会から委託又は附議された事項
- (5) その他運営委員長が必要と認める事項

3. 運営委員会は委員現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

4. 運営委員会は出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(総会の議決事項)

第 16 条 総会は次の事項に限り議決することができる。

- (1) 解 散
- (2) 組織変更

第 5 章 給 付

(給付金)

第 17 条 本会の給付金は次のとおりとする。

給付区分	摘 要		給付金額
死亡給付金	会 員	入会満 1 年以上の者	70,000 円
		〃 1 年未満の者	10,000
	配 偶 者	〃 1 年以上の者	20,000
		〃 1 年未満の者	10,000
	そ の 他	10 年以上会員であった者	30,000
火災給付金	店 舗 (含 住 居 付)	全焼最高	50,000
	住 居	全焼最高	20,000
災害給付金	水 害	全損壊最高	30,000
	交 通 災 害		
	そ の 他	上記以外で理事会承認のもの最高	30,000
傷病給付金	会 員	入院期間 10 日以上の方	10,000
	配 偶 者	〃	10,000
慶祝給付金	会 員	10 年以上会員で満 77 歳に達し、本人申請による	10,000

2. 前項の火災・災害給付金の支出は、運営委員会又は、支部長の調査報告に基づき、運営委員会において審議し、理事会の承認後これを行う。ただし、緊急を要する場合は 1/2 相当額を会長決裁により支出できるものとする。
3. 第 1 項の死亡・傷病及び慶祝給付金の支出は運営委員会の承認のもとにこれを行い理事会に報告する。
4. 入会后 1 年未満の場合の火災及び災害給付金は規定の半額とする。
5. 第 1 項の傷病給付金中の「期間」は入院の期間とし、傷病給付金を受給した者は、その受給日以後 2 年間は傷病給付金を受給することができない。
6. 第 1 項の火災給付金中、下記の各項に該当するときは、給付金を減額又は給付しないことができる。
 - (1) 会費の納入が 2 カ月をこえて遅滞した場合
 - (2) 無断移転又は無届譲渡の営業所が罹災した場合
 - (3) 出火原因が法令に抵触する自家出火の場合
 - (4) 天災地変戦争による火災の場合

第 6 章 会 計

(収 入)

第 18 条 本会の収入は、会費・利子及び配当、その他の収入とする。

(支 出)

第 19 条 本会の事業遂行に要する費用は前条の収入をもって支出する。

(事業年度)

第 20 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(繰 越 金)

第 21 条 本会の事業年度末における剰余金は、すべて互助準備金として次年度に繰越すものとする。

2. 前項の繰越金が 2,000 万円に達したときは、次年度の会費を減額若しくは、徴収しないことができる。

(不足金の処理)

第 22 条 見舞金並びに慶弔金の支払に不足を生じたときは、積立金をもって支払い、なお不足する場合は借入金をもってする。

第 7 章 雑 則

第 23 条 本会運営上必要な細則については別に定める。

附 則 この規約は平成 25 年 6 月 1 日より施行する。

互 助 会 運 営 細 則

昭和 55 年 5 月 13 日 制定

第 1 条 東京都書店組合互助会の運営は、本会規約並びにこの運営細則によって行う。

(給付の届出)

第 2 条 会員は規約第 17 条第 1 項の給付対象事情発生の場合は、直ちに支部長にその旨を届け出るものとする。

(本部への連絡・調査)

第 3 条 支部長は前条の届け出があった場合、直ちに本部へ連絡するものとする。又、会員が被災のときは、最寄りの運営委員若しくは会員とともに直ちに災害の実情を調査するものとする。

(添付書類)

第 4 条 会員又は受取人(会員死亡の場合)は規約第 17 条第 1 項の給付金を請求するときは、申請書のほか、次の添付書類を提出するものとする。

添付書類 (証明書類は 全て写し可)	給 付 金 区 分			
	死亡	火災	災害	傷病
住民票 (抹消) 又は死亡診断書	○			
公的機関発行の罹災証明書		○	○	
現場証拠写真 (若干枚)		○	○	
損害品明細書		○	○	
その他証拠となり得る資料		○	○	
入院証明又は診断書				○

(支店加入分の給付金計算)

第 5 条 同一会員で複数加入 (支店加入) している場合の規約第 17 条第 1 項の死亡・傷病及び慶祝給付金の給付は 1 会員分のみとする。

(相続加入者の給付制限)

第 6 条 会員死亡により配偶者が会員を相続した場合で 2 カ年以内に死亡したときの規約第 17 条第 1 項の死亡給付金は、配偶者給付金額とする。

(死亡給付金の受取人)

第 7 条 会員死亡の場合の死亡給付金の受取人は本会に届け出のあった者に給付するものとする。

(店舗の範囲)

第 8 条 規約第 17 条第 1 項の火災給付金中の店舗とは、店舗のほか、次の物件を含むものとする。

- (1) 同一敷地内の住居・事務所・倉庫等
- (2) 同一敷地内と見做される隣接の住居・事務所・倉庫等

(規定適用の住居)

第 9 条 規約第 17 条第 1 項の住居とは、店舗所在地以外にあって予め届け出のあった住居とする。

令和5・6年度

役 員 名 簿

役 職	氏 名	店 名	支部名	役 職	氏 名	店 名	支部名
理 事 長	矢 幡 秀 治	真光書店	立川	理 事	上 地 進 二	千歳書店	目黒・世田谷
副理事長	平 井 久 朗	ビーブックス	北		岩 瀬 且 敏	大谷書店	中野・杉並
	柴 崎 繁	王様書房	目黒・世田谷		原 田 福 夫	信愛書店	中野・杉並
	小 川 頼 之	小川書店	港・渋谷		井 上 明	駅前の本屋 まこと	荒川・足立
常務理事	井之上健浩	久美堂	八王子		田 中 久 隆	大和書店	墨田・葛飾
	山 邊 真 次	新橋書店	港・渋谷		板 津 勉	自成堂	墨田・葛飾
	秋 葉 良 成	江戸川書房	江東・江戸川		吉 田 圭 一	吉田書籍部	江東・江戸川
	田 中 紀 光	明昭館書店	品川		田 島 英 治	椿書房	江東・江戸川
	澁 谷 真	四季書房	豊島・練馬		濱 野 敏 明	宮脇書店 東京田無店	武蔵野
理 事	大 橋 知 広				川 原 慎 一	神代書店	立川
	森 岡 新	教文館	中央		黒 田 英 揮	黒田書店	八王子
	庭 崎 雅 彦	銀座堂書店	中央		高 井 昌 史	紀伊國屋書店	特任
	相 田 俊 郎	相田書店	中央		松 信 健 太 郎	有隣堂	特任
	永 井 博	末広堂書店	新宿		中 川 清 貴	丸善CHIホールディングス	特任
	秋 山 栄 一	桔梗屋書店	新宿		亀 井 忠 雄	三省堂書店	特任
	奥 村 麻 理	南天堂書房	文京	(35名)			
	野 上 秀 和	野上書店	豊島・練馬	監 事	宍 戸 哲 郎	タロー書房	中央
	小 宮 仁	こみや書店	板橋		船 坂 良 雄	大盛堂書店	港・渋谷
	原 田 亮 一	くらや	大田		小 林 洋	烏山書房	目黒・世田谷
	新 倉 修	八雲堂書店	目黒・世田谷	(3名)			

支 部 長 名 簿

支部名	氏 名	店 名	支部名	氏 名	店 名
千 代 田	丸 山 幸 夫	露書房	目黒・世田谷	梅 木 秀 孝	梅木書店
中 央	○ 森 岡 新	教文館	中 野 ・ 杉 並	安 藤 弘	サンブックス浜田山
港 ・ 渋 谷	○ 小 川 頼 之	小川書店	台 東	○ 山 邊 真 次	新橋書店
新 宿	○ 永 井 博	末広堂書店	荒 川 ・ 足 立	根 岸 幹 雄	埼玉屋書店
文 京	○ 奥 村 麻 理	南天堂書房	墨 田 ・ 葛 飾	○ 田 中 久 隆	大和書店
豊 島 ・ 練 馬	○ 澁 谷 真	四季書房	江 東 ・ 江 戸 川	本 間 守 世	本間書店
板 橋	○ 小 宮 仁	こみや書店	武 蔵 野	丸 山 朝 雄	丸山書房
北	片 岡 隆	ブックスパーゾン	立 川	○ 川 原 慎 一	神代書店
品 川	古 谷 憲 一	中野屋書店	八 王 子	○ 黒 田 英 揮	黒田書店
大 田	○ 原 田 亮 一	くらや	○印は理事		

委 員 会 名 簿

総務・財務委員会

(10 人)

公取協東京支部

(10 人)

役 職	氏 名
委 員 長 (総 務)	矢 幡 秀 治
副 委 員 長	平 井 久 朗
〃	柴 崎 繁
〃 (財 務)	小 川 頼 之
委 員 (会 計)	井之上 健 浩
〃	山 邊 真 次
〃	秋 葉 良 成
〃 (会 計)	田 中 紀 光
〃	澁 谷 眞
〃	田 中 久 隆

役 職	氏 名
支 部 長	矢 幡 秀 治
副 支 部 長	平 井 久 朗
〃	柴 崎 繁
〃	小 川 頼 之
委 員 (会 計)	井之上 健 浩
〃	山 邊 真 次
〃 (監 事)	秋 葉 良 成
〃 (会 計)	田 中 紀 光
〃 (監 事)	澁 谷 眞
〃	田 中 久 隆

グループ名	委員会名	担当副理事長	委員長	委 員
(A) グループ	組 織	平 井 久 朗	山 邊 真 次	秋山栄一、野上秀和、小宮 仁、 原田亮一、吉田圭一、田島英治、 黒田英揮、松信健太郎(永堀太朗)、 亀井忠雄(中嶋 剛)
(12 人)	事 業 ・ 増 売		井之上 健 浩	
(B) グループ	指 導 ・ 調 査	小 川 頼 之	田 中 久 隆	大橋知広、森岡 新、永井 博、 奥村麻理、上地進二、濱野敏明、 川原慎一、中川清貴(高橋健一郎)
(11 人)	厚 生 ・ 倫 理		秋 葉 良 成	
(C) グループ	共同受注・デジタル	柴 崎 繁	田 中 紀 光	庭崎雅彦、相田俊郎、新倉 修、 岩瀬且敏、原田福夫、井上 明、 板津 勉、高井昌史(葛城伸一)
(11 人)	再販・発売日・取引改善		澁 谷 眞	

() は理事代理

日書連 正副会長

会 長 矢幡秀治 (東京都)

副会長 鈴木喜重 (千葉県)、藤原 直 (宮城県)、柴崎 繁 (東京都)、春井宏之 (愛知県)、
安永 寛 (福岡県)、深田健治 (大阪府)、平井久朗 (東京都)

再販売価格維持契約書（出版一取次）

（出版社名） を甲とし、（取次店名） を乙として、
甲と乙は、次のとおり約定する。

甲と乙とは以下により再販売価格維持契約を締結するが、再販出版物とともに非再販出版物の取引もあり、両出版物の扱いが混同され、読者に誤認を生むことのないよう相互に誠意を持って協力する。

第一条 甲と乙は、独占禁止法第二十三条の規定に則り、甲が発行又は発売する出版物に係る再販売価格を維持するため、この契約を締結する。

第二条 この契約において再販売価格維持出版物とは、甲がその出版物自体に再販売価格（「定価」との表示を用いる。以下、定価と称する。）を付して販売価格を指定したものをいう。

第三条 乙は、乙と取引する小売業者（これに準ずるものを含む。以下同じ）及び取次業者（これに準ずるものを含む。以下同じ）との間において再販売価格維持出版物の定価を維持するために必要な契約を締結したうえで同出版物を販売しなければならない。

第四条 乙は、前条に定める契約を締結しない小売業者及び取次業者には再販売価格維持出版物を販売しない。

第五条 乙が第3条及び第4条の規定に違反したときは、甲は乙に対して警告し、違約金の請求、期限付の取引停止の措置をとることができる。

2 前項の定める違約金は、金 円とする。

第六条 この契約の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 甲が、自ら再販売価格維持出版物に付されている「定価」の表示の変更措置をした場合

(2) 甲が認めた場合における、定期刊行物・継続出版物等の長期購読前金払い及び大量一括購入、その他謝恩価格本等の割引

第七条 この契約の有効期間は、契約締結日から一年間とし、期間満了の三カ月前までに、甲、乙いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に継続するものとする。

以上契約の証として茲に本書一通作成し、これに甲、乙記名捺印の上甲が所持し、乙はその写しを所持する。

平成 年 月 日

甲（出版） 印

乙（取次） 印

（ヒナ型 出版再販研究委員会作成 2001. 3）

覚 書（出版－取次）

平成 年 月 日付で甲・乙間で締結した再販売価格維持契約書（出版⇔取次）〔以下契約書という〕における契約慣行上の疑義を解消し、再販制度の本旨に沿った運用がなされるよう以下の通り取決める。

< 記 >

1) 契約書第六条 1 項にある

＜「定価」の表示の変更措置＞とは、「出版物の価格表示等に関する自主基準」および「同実施要領」に則ったものとする。

2) 契約書第六条 2 項にある

甲が認めた場合における＜大量一括購入＞とは、官公庁等の入札によらない大量一括購入であり、この場合の割引販売においても甲の承諾を得るものとする。

3) 契約書第六条 1 項および 2 項の実施にあたって、乙は甲と協議の上小売業者に対し、公平性が確保されるように配慮し、事前に出版業界紙等に広報活動を行うものとする。

また、謝恩価格本販売実施の際、それに参加しない小売業者に明らかな損害が生じた場合、乙は甲と速やかに協議の上、小売業者の損害回避のため返品入帳等の承諾を得るものとする。

4) また同 2 項にある

出版業者が認めた場合における＜その他謝恩価格本等＞とは、出版業者主催による、再販出版物の書目・期間および場所限定の割引販売を意味している。これには小売業者独自の判断で実施するところの、再販出版物の割引販売に類する行為は含まれない。

小売業者独自で行う割引販売行為については、甲の承諾を得るものとする。

5) 本覚書は契約書と一体をなすものである。

平成 年 月 日

甲（出版） ⑨

乙（取次） ⑨

（ヒナ型 出版再販研究委員会作成 2002. 1）

収入印紙
4,000 円

再販売価格維持契約書 (取次—小売)

(取次店名) _____ を乙とし、(小売店名) _____ を丙として、
乙と丙は、次のとおり約定する。

乙は出版業者との再販売価格維持契約書第三条に基づき、丙と以下により再販売価格維持契約を締結するが、再販出版物とともに非再販出版物の取引もあり、両出版物の扱いが混同され、読者に誤認を生むことのないよう相互に誠意を持って協力する。

本契約書の条文からは解釈が困難な事例が生じた場合、出版業者主導のもとに乙および丙は別途「覚書」を作成し本契約書を補完する。また、「覚書」は必要に応じて乙・丙合意のうえ改訂して運用できるものとする。

第一条 乙と丙は、独占禁止法第二十三条の規定に則り、出版業者が発行又は発売する出版物に係る再販売価格を維持するため、この契約を締結する。

第二条 この契約において再販売価格維持出版物とは、出版業者がその出版物自体に再販売価格(「定価」との表示を用いる。以下、定価と称する)を付して販売価格を指定したものをいう。

第三条 丙は、出版業者又は乙から仕入れ或いは委託を受けた再販売価格維持出版物を販売するに当たっては、定価を厳守し、割引に類する行為をしない。

第四条 丙は、出版物の再販売価格維持契約を締結しない小売業者(これに準ずるものを含む)に再販売価格維持出版物を譲渡又は貸与しない。

第五条 丙が第三条及び第四条の規定に違反したときは、乙は丙に対して警告し、違約金の請求、期限付の取引停止の措置をとることができる。

2 前項の措置については、出版業者の指示があった場合を除き、乙は事前に出版業者の諒承を得るものとする。

3 第一項に定める違約金は、金 _____ 円とする。

第六条 この契約の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 汚損本の処分

(2) 官公庁等の入札に応じて納入する場合

(3) 出版業者が、自ら再販売価格維持出版物に付されている「定価」の表示の変更措置をした場合

(4) 出版業者が認めた場合における、定期刊行物・継続出版物等の長期購読前金払い及び大量一括購入、その他謝恩価格本等の割引

第七条 この契約の有効期間は、契約締結日から一年間とし、期間満了の三ヵ月前までに、乙、丙いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に継続するものとする。

以上契約の証として茲に本書一通を作成し、これに乙、丙記名捺印の上乙が所持し、丙はその写しを所持する。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

乙 (取次) _____ (印)

丙 (小売) _____ (印)

(ヒナ型 出版再販研究委員会作成 2002. 1)

覚 書（取次一小売）

平成 年 月 日付で乙・丙間で締結した再販売価格維持契約書（取次⇄小売）〔以下契約書という〕における契約慣行上の疑義を解消し、再販制度の本旨に沿った運用がなされるよう以下の通り取決める。

< 記 >

1) 契約書第六条3項にある

＜「定価」の表示の変更措置＞とは、「出版物の価格表示等に関する自主基準」および「同実施要領」に則ったものとする。

2) 契約書第六条4項にある

出版業者が認めた場合における＜大量一括購入＞とは、官公庁等の入札によらない大量一括購入であり、この場合の割引販売においても当該出版業者の承諾を得るものとする。

3) 契約書第六条3項および4項の実施にあたって、乙は出版業者と協議の上丙に対し、公平性が確保されるように配慮し、事前に出版業界紙等に広報活動を行うものとする。

また、謝恩価格本販売実施の際、それに参加しない丙に明らかな損害が生じた場合、乙は出版業者と速やかに協議の上、丙の損害回避のため返品入帳等の承諾を得るものとする。

4) また同4項にある

出版業者が認めた場合における＜その他謝恩価格本等＞とは、出版業者主催による、再販出版物の書目・期間および場所限定の割引販売を意味している。これには小売業者独自の判断で実施するところの、再販出版物の割引販売に類する行為は含まれない。

小売業者独自で行う割引販売行為については、当該出版業者の承諾を得るものとする。

5) 本覚書は契約書と一体をなすものである。

平成 年 月 日

乙（取次）

㊞

丙（小売）

㊞

（ヒナ型 出版再販研究委員会作成 2002.1）

